



## 労働法

### Newsletter #5

ワルシャワ | 2017年3月

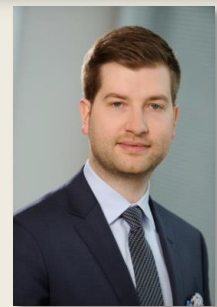
## ポーランドにおける外国人の雇用

UE（欧州連合） / EEA（欧州経済領域）及びスイス以外の国民が外国人としてポーランド労働市場において雇用される条件は、特に以下の二つの法律、雇用促進と労働市場支援機関に関する法律（UPZ）<sup>1</sup> 及び外国人法（UC）<sup>2</sup> で規定されています。

ポーランドの合法就労の条件は、在留許可と労働許可の取得です。アルメニア、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ロシア及びウクライナ国籍を有する者の雇用には別個の規則が適用されます。この場合、簡略化された手順を適用することができます。

#### 一般規則

- 外国人のポーランドにおける就労とは、労働契約を基本とする労務のみでなく民事契約における労務の提供も含む。
- 労働許可は5種類ある。
- ポーランド国内の在留許可証を取得することは、合法的な就労の条件である。
- 労働市場テストは必要とされていない。
- 労働許可証は通常ポーランドに滞在していない外国人に発行される。
- ポーランドに在留する外国人は一時在留許可証及び労働許可証を取得しなければならない。



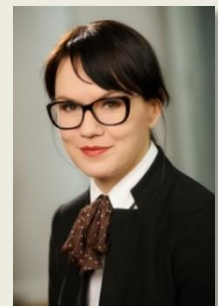
**Jacek Kozikowski**

弁護士 日本デスク担当  
+48 660 765 914  
j.kozikowski@kochanski.pl



**Anna Gwiazda**

法律顧問、パートナー  
労働法専門主任  
+48 660 765 903  
a.gwiazda@kochanski.pl



**Dr Joanna Ostojka-Kołodziej**

弁護士、シニア法律家  
+48 668 886 362  
j.ostojka@kochanski.pl

<sup>1</sup> 雇用促進と労働市場支援機関に関する法律 2004年4月20日付（2006年付法律広報、1579項）

<sup>2</sup> 外国人法 2013年12月12日付（法律広報2016、904項）

## 就労を始める前に

ポーランドに来て就労を始める前に、外国人は県知事（ヴォイヴォダ wojewoda）により発行された労働許可証を労務を委託する雇用者から取得する必要があります。次に、外国人は労働ビザの取得など合法的に在留するための手続きを行います。

## 労働許可証

労働許可証は、ポーランドで外国人が合法的に就労することを許可し、また雇用条件（雇用者のデータ、労務の肩書や種類、給与など）を規定する証書です。外国人が行う就労目的により労働許可証の種類が異なります。（UPZ 第 88 条）。

- A. ポーランドに本社をもつ事業体及び支社又は工場がポーランドに存在する事業体との契約による労務の提供（労働契約のみならず民事契約も含む）を行う場合。
- B. 法人の役員として、12 か月間中に合計 6 か月以上ポーランドに滞在する場合。
- C. 外国法人に雇用されポーランドにある支社や工場、又は関連する事業体に暦年で 30 日を超えない期間に派遣された場合。
- D. ポーランドに支店又は委託業者を持たない外国法人の社員として、一時的かつ臨時的サービス（輸出業務など）を目的とし、労務を提供する場合。
- E. C 又は D で許可される目的以外の事柄に関し、1 年間に暦年で 30 日を超えない範囲で外国法人から委託された業務をポーランドで行う場合。

労働許可の申請は、管轄する県庁（ヴォイヴォダ）に外国人に労務を委託する雇用主が提出します。

A（最も一般的なタイプ）の許可の申請を行う場合、外国人に労務を委託する雇用者は、群長（外国人が就労する場所の管轄をする者）へ提出する申請書に、失業者及び求職者登録名簿（UPZ 第 88 c 条 1 項）に基づき、当該技術分野に該当する人員採用を満たすことができない

現状であるという情報を添付する事が義務付けられています。このような情報を得るのは、「市場テスト」と言い、ポーランドに該当する人員がいないことを確認づけるという機能です。地域の労働市場についての情報は、情報申請が受理された日から 21 日以内に群長により発行されます。

労働市場テスト履行の要件は、法人の役員に対する労働許可（B）に関しては適用されませんが、法人は以下の条件を満たしている必要があります。

- 労働許可申請年度の前の会計年度の収入が、平均月収の 12 倍を超えていること。
- 労働許可の申請を行う前に少なくとも 1 年間、正社員勤務として労働許可証取得の義務を負わない最低二人を無期限で雇用していること。
- 又は、特に投資、技術移転、有益な技術革新や雇用創出の導入に貢献する事業活動において、上記要件（すなわち平均月収賃金の 12 倍以上の年収を得ていることと、労働許可証を必要としない最低 2 人の正社員の無期限労働契約に基づく雇用）を満たすことができるための資金を所有している、又は資金調達のための活動を行っていることを証明すること。

労働許可証の有効期間は原則的に最長 3 年間です。

役員の労働許可証については、法人が労働許可証の申請書提出日に 25 人以上の従業員を雇用していた場合は 5 年間の有効期間で発行される場合があります（UPZ 第 88 e 条）。

許可または不許可の決定は県知事（ヴォイヴォダ）が行います。実際、決定がなされるのは申請後約 3 か月ぐらいです。

## ポーランド滞在

労働許可取得後、該当する外国人が就労ビザの申請ができるよう外国人に労務を委託する雇用者は労働許可を本人に渡します。就労ビザ（UC 第条1項6節）は、本人がポーランド国内に滞在しておらず、90日以上ポーランドで就労する予定がある場合に必要です。就労予定期間が90日に満たない場合、シェンゲンビザでポーランドに滞在することが可能です。

ポーランドで就労を行う予定の外国人は、雇用者から渡された労働許可証と就労ビザの申請書を母国のポーランド大使館に提出しなければなりません。就労ビザの取得後、取得した労働許可証に基づきポーランドで労務の履行を行うことができます。しかしながら、就労ビザでポーランドに滞在できる最長期間は1年間であることに注意してください。

## 在留許可証及び労働許可証

外国人がポーランドに合法的に滞在し、（就労ビザの期間を超えて）就労を続けたい場合は、ビザの延長又はその他の合法的な在留許可を取得しなければなりません。

推奨される解決策は、一時在留許可証及び労働許可証を取得することです。

在留及び労働許可証の取得は、雇用主や肩書を変えずに労務を提供する外国人に適しています。この場合は労働市場テストに関する情報を取得する必要はなく、許可の取得は申請書及び必要な書類を提出するだけで十分です。

在留許可証及び労働許可証の申請書は、遅くともポーランドに合法的に滞在できる最終日に本人が赴いて提出します。申請書には以下の必要な書類（UC 第106条及び第114条に基づく）を添付しなければなりません。

- 外国人が健康保険証を所有していることを証明する文書
- 外国人が定期的な定収入があるということを証明する文書
- 業務を委託する雇用者のデータ

- 外国人の雇用条件を証明する文書（雇用契約など）

在留許可証及び労働許可証の両方の決定は、（本人の滞在地に在する）県知事（ヴォイヴォダ）が行います。滞在を許可したことを証明する文書は在留カードです。在留許可証及び労働許可証を所有すると、最長3年間の滞在と労務の履行が許可されます。

## 滞在の合法性

外国人の滞在についての合法性において問題となるのは、就労ビザの有効期限が切れる日付と在留許可証及び労働許可証を取得する日付けの間の期間についてです。

一時在留許可の申請が期限内に適切に提出された場合、外国人は一時在留許可の最終決定が行われるまでポーランド国内で合法的に労働を履行し滞在することができます。滞在と労働の合法性は県（ヴォイヴォダ）が外国人の旅券に押印した在留及び労働許可証申請を証明するスタンプをもって証明することができます。

在留許可証及び労働許可証の取得は6か月かかる場合があります。しかしながら上記の規則により、取得までの期間内に外国人は合法的に労務を履行することができます。

## 労働条件の変更

労働許可証ならびに在留及び労働許可証には、外国人に課せられる雇用条件が記載されています。すなわち、外国人は許可証に指定された雇用者以外の者のもとで労務を履行したり、違う肩書を持ったり、記載された給与より低い給与で働いたりすることはできません。

雇用者若しくは職種又は肩書を変更する場合は、新規の/変更された労働許可証を取得しなければなりません（当規定は在留及び労働許可証にも適用されます。）

給与の変更には例外が適用されます。外国人が得る給与が許可証に記載された額よりも多い場合、続けて労務を提供することができます。これは法律が、許可証には最低給与が記載され



ることを規定しているからです。（UZP 第 88 条 1 項及び UC 第 118 条 1 項）。しかし、実際の給与が許可証に記載された額を下回る場合は、新規の／変更された許可証を取得しなければなりません。

雇用者のデータの変更（本社や法的形態など）は変更または新規の許可証の取得をする必要はありません。

### 外国人の役員

外国人がポーランドの事業体の役員である場合は、労働許可証（若しくは在留及び労働許可証）の所持についての要件は、本人のポーランドの滞在期間の長さによります。もし外国人が取締役会の会員であり、しかしながらポーランドに永住していないか、もしくは 12 か月間中に滞在が 6 か月以下で会った場合、労働許可証は必要ありません。労働許可証の取得が必須でない場合でも、滞在するための法的要件は免除されません。

外国人が 6 か月以上取締役会役員としてポーランドに滞在する場合は、適切な労働許可証を取得することが義務付けられます。ポーランドに合法的に滞在するための手続きも必要です。

### ビジネスを行う

外国人がポーランドで例えば会社を設立してビジネスを行うには、ビジネスを行うための在留許可証を取得しなければなりません（UC 第

142 条）。この際の手続きは、在留及び労働許可証と同様の書類を提出しなければなりません。また、外国人はビジネスを行う事業体は、勤労所得に関する要件と労働許可証を必要としない者を雇用するという要件を満たしているか、又は将来的にこれらの要件を満たす必要があります。

このタイプの許可証は、外国人が有限会社又は株式会社を設立、又は持分／株式を所有しその会社の経営者である場合にも必要となります。

### 予定されている変更

発行される労働許可証の種類について UPZ の変更の取り組みが行われています。この変更は、季節労働者として第三諸国からの雇用を行うための入国及び在留の条件に関する 2014 年の EU 指令の実施の義務から生じています。提案されている変更内容は、労働許可証の雇用形態に季節労働者許可と短期労働許可という形態を新しく 2 種類導入するということです。

また、企業内移転の枠組みの中での第三諸国の国民の入国及び在留の条件に関する指令に関連して、外国人の雇用に関する規制を改正する予定です。新たな規制により、資本グループ内の人員の移動を容易にすることができることになるでしょう。

現在、最終的な規制案は公表されていません。



上記の問題に関連するテーマの詳細は Kochański Zięba i Partnerzy 法律事務所までご連絡ください。

**Jacek Kozikowski**

弁護士 日本デスク担当  
+48 660 765 914  
j.kozikowski@kochanski.pl

**Anna Gwiazda**

アンナ グヴィアズダ  
法律顧問、パートナー  
労働法専門主任  
+48 660 765 903  
a.gwiazda@kochanski.pl

**Dr Joanna Ostojńska-Kołodziej**

ヨアンナ オストイスカーコオジェイ 博士  
弁護士、シニア法律家  
+48 668 886 362  
j.ostojnska@kochanski.pl

Metropolitan, Plac Piłsudskiego 1, 00-078 Warsaw, Poland, tel. +48 22 326 9600, fax +48 22 326 9601  
www.kochanski.pl